

# 茅ヶ崎看護専門学校学則（抜粋）

## 第 4 章 教育課程等

（学科目及び履修単位数、授業時間数）

第 9 条 学科目及び履修単位数、授業時間数は、別表 1 のとおりとする。

2. 学科目 1 単位は 4 5 時間の学修を必要とする内容をもって構成し、その授業時間数は、講義及び演習については 1 5 時間から 3 0 時間、実験・実習及び実技については 3 0 時間から 4 5 時間とする。臨地実習及び施設実習については、1 単位 3 0 時間から 4 5 時間とする。
3. 各学年の履修単位数は、1 年次 4 0 単位、2 年次 4 0 単位、3 年次 2 6 単位とする。

（既修得単位の認定）

第 1 0 条 学校は、教育上有益と認められるときは、学生が学校入学以前に卒業した大学もしくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校もしくは養成所で、指定規則別表 3 に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき既修の学習内容を評価し、本校の教育内容に相当すると認められる場合には、総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、本校における履修とみなして単位を与える。

・ 歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士

2. 指定規則別表 3 備考 2 にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）第 4 0 条第 2 項第 1 号の規定に該当する者で本校に入学した者の単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2 0 年厚生労働省令第 4 2 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 6 2 年厚生省令第 5 0 号）別表第 4 に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 2 0 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表 3 に定める基礎分野と専門基礎分野に限り、本校における履修とみなして単位を与える。

## 第 5 章 学習成績の評価

### (成績の評価基準)

第 1 1 条 授業科目の成績の評価を受けるには、当該科目授業実施時間数の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

2. 授業科目の成績の評価は、終講試験、提出物などに基づき総合的に評価する。
3. 臨地実習の成績の評価を受けるには、当該実習時間数の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。
4. 上記 2・3 の成績はいずれも 1 0 0 点を満点とする。

### (学修の評価)

第 1 2 条 試験の成績は、S、A、B、C、D をもって表し、C 以上を合格とする。

2. 前項学修評価の区分は次の通りとする。

- |   |               |
|---|---------------|
| S | 90 点以上        |
| A | 80 点以上 90 点未満 |
| B | 70 点以上 80 点未満 |
| C | 60 点以上 70 点未満 |
| D | 60 点未満        |

3. 学修の評価は各科目の終講に応じて学期毎に行なう。詳細は成績に関する規程に定める。

### (単位の授与)

第 1 3 条 授業科目を履修し、その学業成績で 60 点以上を得た者は、別に定める履修に関する規程に基づいて、所定の単位を授与する。